

第 42 号

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例

熊本県内部組織設置条例（昭和27年熊本県条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

国際的な規模のスポーツの競技会に関する事務の縮小に伴い、国際スポーツ大会推進部を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。